（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する令和三年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4409	0.2690
同上0.20以上0.30未満のもの	0.8400	0.1891
同上0.30以上0.40未満のもの	1.7441	−0.0821
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7461	−0.4830
同上0.50以上0.60未満のもの	4.2271	−1.2234
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7498	−2.1370
同上0.70以上0.80未満のもの	6.0452	−2.3439
同上0.80以上のもの	6.1920	−2.4614

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.6558	0.4154	0.4262	0.1144	0.2687	0.1144
同上0.10以上0.20未満のもの	0.6984	0.4111	0.5801	0.0990	0.4853	0.0928
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9706	0.3567	0.8293	0.0492	0.7014	0.0495
同上0.30以上0.40未満のもの	1.3507	0.2426	1.2754	−0.0846	1.0919	−0.0675
同上0.40以上0.50未満のもの	2.4556	−0.1993	2.1473	−0.4334	1.8064	−0.3534
同上0.50以上0.60未満のもの	3.5015	−0.7223	3.1440	−0.9317	2.6718	−0.7862
同上0.60以上0.70未満のもの	4.9439	−1.5877	5.0456	−2.0727	4.4586	−1.8582
同上0.70以上0.80未満のもの	6.4489	−2.6411	7.2029	−3.5827	6.9272	−3.5863
同上0.80以上0.90未満のもの	7.0390	−3.1132	7.5339	−3.8476	7.2256	−3.8250
同上0.90以上1.00未満のもの	7.3469	−3.3906	7.8552	−4.1368	7.6161	−4.1761
同上1.00以上のもの	7.3469	−3.3906	7.8552	−4.1368	7.6161	−4.1761

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条に規定する令和二年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4913	0.2758
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9199	0.1900
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8921	−0.1019
同上0.40以上0.50未満のもの	3.0054	−0.5469
同上0.50以上0.60未満のもの	4.6727	−1.3804
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5073	−2.4814
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8941	−2.7518
同上0.80以上のもの	7.1920	−2.9901

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7679	0.4855	0.4985	0.1377	0.3110	0.1337
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8149	0.4808	0.6799	0.1155	0.5690	0.1079
同上0.20以上0.30未満のもの	1.1374	0.4163	0.9674	0.0580	0.8209	0.0574
同上0.30以上0.40未満のもの	1.5713	0.2861	1.4894	−0.0985	1.2784	−0.0797
同上0.40以上0.50未満のもの	2.8732	−0.2345	2.5098	−0.5066	2.1053	−0.4105
同上0.50以上0.60未満のもの	4.0926	−0.8444	3.6706	−1.0871	3.1252	−0.9206
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7814	−1.8576	5.8989	−2.4240	5.2130	−2.1731
同上0.70以上0.80未満のもの	7.5287	−3.0807	8.4262	−4.1931	8.0977	−4.1925
同上0.80以上0.90未満のもの	8.2327	−3.6437	8.8071	−4.4980	8.4437	−4.4693
同上0.90以上1.00未満のもの	8.5901	−3.9656	9.1826	−4.8357	8.9012	−4.8809
同上1.00以上のもの	8.5901	−3.9656	9.1826	−4.8357	8.9012	−4.8809

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

発行所　〒一〇一－〇〇五一　東京都千代田区岩本町二－二－六　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3887）4294
定価　一カ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部三二〇円（本体二九七円）　（配送料別）
明治三十一年三月三十一日　郵便物認可　第三種